

建設工事等の事業者 様

土 木 部 長

新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等の徹底について（依頼）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた建設工事等（調査、設計及び測量等の業務を含む。）の対応については、全国的に感染防止の取組みが進められている中で、本県においても「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた建設工事等の対応について」（令和2年4月9日付け2高土政第40号土木部長通知）等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

こうした中、4月13日には首都圏に本社を置く建設業者において同感染症による死亡者が発生すると共に、複数の事業者が緊急事態宣言の出された7都府県のすべての工事を中止するなど、一部の地域において、公共事業の継続に支障を来す事態が生じています。

本県は現在、緊急事態宣言の対象地域となる一步手前と考えざるを得ない状況にありますことから、改めて建設現場等における感染拡大防止のために下記の点などの徹底をお願いいたします。

加えて、高知県からの「県民の皆様へのお願い」（別添参照）へのご協力も重ねてお願いいたします。

記

- 1 アルコール消毒液の設置、定期的な消毒、手洗い・うがいの励行など、感染予防を徹底すること。
- 2 密閉空間、密集場所、密接場面を避ける行動を徹底すること。特に、これら3密に該当しやすい現場事務所等での各種打合せ、食事・休憩、安全教育などは、換気を徹底し、又は屋外や少人数で行うなど、特に配慮すること。
- 3 新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者がいることが判明した場合は、速やかに受注者から発注者に報告するとともに、保健所等の指導に従い、対象者の自宅待機など適切な措置を講じること。

(問い合わせ先)

土木政策課 契約担当

TEL : 088-823-9813